

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年10月1日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000044 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000028 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 11 月 15 日から平成 6 年 1 月 1 日まで

私は、平成 5 年 11 月 15 日に A 社 (現在は B 社) に入社したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。厚生年金保険の加入について、当時何らかの手違いがあり、結果、加入 (取得) 年月日に差異が生じたものと思われるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (訂正届) によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 6 年 1 月 1 日から平成 5 年 11 月 15 日に訂正する当該届出が、B 社により、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 2 月 28 日に提出されていることが確認でき、オンライン記録によると、請求期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められる場合とされている。

しかしながら、請求者及び B 社が提出した給与支給明細書において、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、同社は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000073 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000029 号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成12年10月から平成17年8月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年10月から平成17年8月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成12年10月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年10月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成12年9月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年9月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者のA社における平成13年4月、平成14年10月から平成15年8月まで及び平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年4月、平成14年10月から平成15年8月まで及び平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成12年9月、平成13年4月、平成14年10月から平成15年8月まで及び平成16年4月から同年8月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄(平成12年9月については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成12年9月	26万円	—	38万円
平成12年10月から平成13年3月まで	26万円	38万円	—
平成13年4月	26万円	36万円	38万円
平成13年5月から平成14年9月まで	26万円	38万円	—
平成14年10月から平成15年8月まで	28万円	38万円	41万円
平成15年9月から平成16年3月まで	28万円	38万円	—
平成16年4月から同年8月まで	28万円	36万円	38万円
平成16年9月から平成17年8月まで	28万円	36万円	—

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：平成12年9月18日から平成17年9月15日まで

A社における請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成12年10月から平成17年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成12年10月から平成17年8月までの標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成12年9月	26万円	—	38万円
平成12年10月から平成13年3月まで	26万円	38万円	—
平成13年4月	26万円	36万円	38万円
平成13年5月から平成14年9月まで	26万円	38万円	—
平成14年10月から平成15年8月まで	28万円	38万円	41万円
平成15年9月から平成16年3月まで	28万円	38万円	—
平成16年4月から同年8月まで	28万円	36万円	38万円
平成16年9月から平成17年8月まで	28万円	36万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年10月から平成17年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成12年10月から平成17年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成12年9月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成13年4月、平成14年10月から平成15年8月までの期間及び平成16

年4月から同年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成12年9月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成12年9月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。